



熊本県公報

第 1 2 4 1 3 号

平成 27 年 4 月 28 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 平成 27 年度包括外部監査契約の締結…………… (人事課) 1
- 熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の改正…………… (地域振興課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 4

公 告

- 地籍調査の成課の認証…………… (技術管理課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 6

登 載 依 頼

- 熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (議会事務局) 6

正 誤

- 平成 27 年 4 月 17 日熊本県告示第 4 1 7 号 (平成 27 年度保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託) 中…………… (子ども未来課) 7

告 示

熊本県告示第 4 4 5 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
 平成 27 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
サポートセンター河内共同生活援助事業所	N P O 法人八紘会	共同生活援助	平成 27 年 4 月 1 日
玉名市天水町小天 6 6 9 2 - 1	熊本市西区河内町船津 2 2 8 5 番地 上村 以知子		

熊本県告示第 4 4 6 号
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。
 平成 27 年 4 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 星野 誠之
 - (2) 住所 菊池市赤星 1 0 9 3 番地
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

- 平成27年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実
費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告書提
出後の精算払

熊本県告示第447号

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の一部を改正する要項
熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項(平成4年熊本県告示第780号)の一部を
次のように改正する。

2の第2号ただし書を削る。
5第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並び
に狩猟の適正化に関する法律」に改める。

6「開発事業者は」「開発事業者から」に、「前に、」を「に当たり、個別法の許
可申請等に係る」に、「ついで、あらかじめ知事に協議(以下「事前協議」という。)す
る」を「関する事前の協議(以下「事前協議」という。)を希望する旨の意思の表明があ
ったときは、当該個別法の許可申請等が行われる前に速やかに当該開発事業者に対し必要
な指導を行う」に改める。

7の各号列記以外の部分を次のように改める。
開発事業者から事前協議を希望する旨の意思の表明があったときは、事前協議書(様
式第1号)及び別表第2に定める資料を提出するよう求めることとする。この場合にお
きて、事前協議を希望する開発事業者(以下「指導希望者」という。)に対し、事前協
議書には、開発計画が5に規定する指導基準及び次に掲げる要件を満たすことを明ら
かにするために必要な事項を記載し、及び資料を添付するよう求めることとする。

8を次のように改める。
8 市町村長からの意見聴取
知事は、事前協議書の提出を受けたときは、開発計画に係る土地(以下「対象土地」
という。)が所在する市町村(対象土地が2以上の市町村にわたり所在する場合は、所
在する全ての市町村)の長(以下「市町村長」という。)に対し、事前協議に係る意見
照会書(様式第2号)により、土地利用上の合理性、地域振興への関与、環境保全及び
開発事業の実現の確実性の観点から意見を求めるものとする。

9及び10を削り、11中「市町村長から事前協議書の送付を受けたときは、」を削り、
「9及び10に規定する」を「8の規定による求めにより得られた」に、「その結果を地
域振興局長及び市町村長を経由して、開発事業者に通知する」を「指導希望者に対し速や
かにその結果を通知するとともに、必要な指導を行うものとする。この場合において、必
要に応じ市町村長に当該指導の内容について情報提供を行う」に改め、11を9とし、そ
の次に次のように加える。

10 再協議
指導希望者が9の規定による通知等が行われた日から起算して2年以内に開発事業の
工事に着手しないときは、当該指導希望者に対し、当該開発事業の開始時期等について
確認を行うものとし、必要に応じ、再度の事前協議を行うよう求めることとする。

11 開発区域を変更する場合の事前協議の求め
指導希望者が事前協議が整った開発区域の変更を行い、又は行う予定があることが判
明した場合には、別に定める場合を除き、再度の事前協議を行うよう求めるものとする。

12から14までを削り、15を12とし、その次に次のように加える。

13 開発事業に係る留意事項
開発事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について留意するよう求めることとす
る。

- (1) 法令、条例等の規定に基づく環境影響評価を実施すること。
- (2) 「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱(平成2年7月2日施行)」
を踏まえた農薬の使用に努めること。
- (3) ゴルフ会員の募集は、原則として開発事業の工事完了後に行うこと。
- (4) 市町村長との間で環境保全及び災害の防止に関する事項その他開発事業の施行
及び工事完了後の施設の管理運営について、協定の締結に努めるとともに、当該
協定を締結した場合は、これを遵守すること。
- (5) 県及び開発区域の所在する市町村の土地利用に関する計画又は構想及び公共施
設の整備に関する計画に適合するよう開発事業の計画を策定するとともに、県
及び市町村の実施する施策に協力すること。
- (6) 開発事業の計画策定及び実施にあたっては、いたずらに自然環境を破壊するこ
となく、開発区域の地理的条件を生かすよう努めるとともに、地域住民の意見
を尊重し、その理解と協力を得て行うこと。
- (7) 市町村が行う森林の整備育成等の事業に対し、積極的に協力すること。

(8) ゴルフ場及び付帯施設の開放等地域住民の利用に配慮すること。
 16 から 21 までを削り、22 を 14 とする。
 別表第 1 中「要項 5 の(3)のシ関係」を「5 第 3 号ス関係」に改め、同表用水の部特定事項の項中 2 の次に次のように加える。
 3 周辺の生活用水（表流水、地下水等）利用に影響を与えないものとする。 |
 別表第 2 中「様式第 1 号関係」を「7 関係」に改める。
 様式第 1 号中「要項 7 関係」を「7 関係」に改める。
 様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号(8 関係)

事前協議に係る意見照会書

第 号
 年 月 日

(市町村長あて)

熊本県知事 印

熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項 7 の規定に基づき下記の者から別添のとおり事前協議書が提出されたので、同要項 8 の規定に基づき意見を求めます。

記

1 開発事業者

住所

氏名又は名称及び代表者名

2 開発区域の所在

3 意見を求める事項

(1) 個別意見

- ア 市町村の土地利用計画等との適合性について
- イ 開発区域に係る関係法令等との適合性について
- ウ 開発事業の実現性の確保について
- エ 周辺環境との調和及び環境への配慮について
- オ 公共施設等の現状及び整備計画との適合性について
- カ 地域振興上の効果について
- キ 地域住民の意向について
- ク その他

(2) 総合意見

様式第3号から様式第6号までを次のように改める。
 様式第3号から様式第6号まで 削除

附 則

- この要項は、告示の日から施行する。ただし、5の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。
- この要項の施行の際改正前の熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要項の規定により現に行われている事前協議は、改正後の相当規定により行われたものとみなす。

熊本県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援A型施設 メイクアップ	株式会社八代リサイクルセンター	就労継続支援A型	平成27年 4月20日
八代市新地町855番地 5	八代市新地町855番地 5 綿田 一角		

熊本県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
訪問介護事業所 宝晶	株式会社愛禅	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成27年5 月11日
八代市本町二丁目1番1 6号	八代市本町二丁目1番1 6号 大岡 洋子		

公 告

熊本県公告第279号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
熊本市	平成25年度から 平成25年度まで	戸島六丁目等4単位 区域	地籍図及び 地籍簿	平成27年3月31日
天草市	平成24年度から 平成25年度まで	牛深町の一部	地籍図及び 地籍簿	平成27年3月31日
熊本市	平成24年度から 平成25年度まで	植木町平井の全部	地籍図及び 地籍簿	平成27年3月31日

熊本県公告第280号

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区理事長岡牧生から平成27年3月17日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第281号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人みのり会	葦北郡芦北町大字大野	葦北郡芦北町大字國見字上堂園140番2ほか3筆
株式会社それいゆアグリ	葦北郡芦北町大字宮崎	葦北郡芦北町大字芦北字塩屋田尻2649番ほか2筆
井川 誉	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口474番1ほか2筆
鳥江 修一	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口469番
株式会社百木ファーム	葦北郡芦北町大字米田	葦北郡芦北町大字米田字山口470番ほか27筆

2 認可年月日

平成27年4月21日

熊本県公告第282号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成27年4月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
櫛原 慶三	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字松の本671番1ほか3筆
田中 幸博	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中原97番ほか5筆
井 慶次	阿蘇市黒川	阿蘇郡産山村大字田尻字西内入1250番1ほか2筆
沖 徹信	上益城郡御船町高木	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一371番1ほか5筆
木下 一己	熊本市南区城南町陳内	上益城郡甲佐町大字府領字南原750番1ほか2筆
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩前478番
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町上北	球磨郡錦町大字西字赤崩534番1ほか1筆
松本 和雄	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本768番1ほか2筆

唐津 秀尚	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字伊勢本9 12番1
深松 守	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ原1 388番ほか8筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字中ノ口30 1番1ほか1筆

2 認可年月日
平成27年4月21日

熊本県公告第283号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市水島町字大井手東割62番1ほか9筆
多田 浩一	八代市中北町	八代市中北町字北牟田3065番1ほか5筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字塘添174番1ほか1筆

2 認可年月日
平成27年4月21日

熊本県公告第284号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年4月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町出水字西窪111番1ほか582筆
橋本 一誠	熊本市南区南高江二丁目	熊本市南区南高江四丁目2034番1ほか13筆
橋本 秀文	熊本市南区南高江二丁目	熊本市南区南高江四丁目2342番ほか7筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区護藤町字薬師堂54番ほか2筆
南 信	熊本市南区城南町高	熊本市南区城南町高字出口509番ほか4筆
川田 義治	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野143番
田尻 智則	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野144番

2 認可年月日
平成27年4月21日

登載依頼

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年4月28日

熊本県議会議長 前川 収

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和36年議会訓令第1号）の一部を次のよ
うに改正する。

第7条第1項第7号中、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

別表（第3条関係）

総務課

第11号中、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第20号を削り、「議会の広報に関すること（議会中継に関するものを除く。）」
を加える。

議事課

第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第1
1号とする。

政務調査課

第6号を「議会中継に関すること。」に改める。

第9号を「全国都道府県議会議長会、九州議長会に関すること。」に改める。

第10号を「その他政務調査に関すること。」とする。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

正 誤

平成27年4月17日熊本県告示第417号（平成27年度保育士登録業務及び手数料
徴収事務の委託）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	46	平成27年4月17日	平成27年3月31日